



# 4. 働きやすい環境への取組







## 【正社員・非正規社員の格差是正】

同一労働同一賃金の原則に沿った対応を行い、非正規社員のモチベーション向上を図りました。

#### 【取組内容】

- ① 2021年夏(7月)から社員全員(非正規社員含む)に賞与を支給する。
- ② 2021年4月分給与(5月10日支給分)から条件を満たす全社員(非正規社員含む)に皆勤手当を支給する。 ≪条件≫

1年(1月~12月)を平均した所定労働時間が週39時間以上(会社カレンダーで出勤、1日8時間勤務) の方。但し、育児短時間勤務及び介護短時間勤務の対象者も含む。

## ③ 「慶弔見舞金規定」の改正

#### ≪改正内容≫

正社員のみ支給となっていた結婚祝金および出産祝金について、1日8時間勤務の社員全員(非正規社員含む)に支給されるようになりました。

## 第1条(目的)

#### <改正前>

この規定は、従業員(嘱託を含む)並びにその家族の慶弔・災害及び従業員の傷病の際の見舞金など 慶弔見舞金の支給について定める。

### <改正後>

この規定は、従業員並びにその家族の慶弔・災害及び従業員の傷病の際の見舞金など慶弔見舞金の 支給について定める。

### 別表1 結婚祝金(注釈)

### <改正前>

※結婚祝金の支給対象範囲は、正社員のみとする。

#### く改正後>

※結婚祝金の支給対象範囲は、1年(1月~12月)を平均し所定労働時間が週39時間以上の従業員とする。但し、育児短時間勤務及び介護短時間勤務の対象者も含む。

## 別表2 出産祝金(注釈)

#### <改正前>

※出産祝金の支給対象範囲は、正社員及び正社員の配偶者のみとする。

#### く改正後>

※出産祝金の支給対象範囲は、1年(1月~12月)を平均し所定労働時間が週39時間以上の従業員及びその配偶者とする。但し、育児短時間勤務及び介護短時間勤務の対象者も含む。